

1. 製造業 A 社（大企業）（地方・都市）

危機対応力と業務継続、働き方改革を両立する テレワーク環境を構築

★TOPIC

- ・「台風、大雪等、悪天候時における一斉帰宅ガイドライン」の策定
- ・全社員へのテレワークの導入
- ・「働き方改革」の旗印でテレワークがさらに推進

■ A 社の取組の特徴

「台風、大雪等、悪天候時における一斉帰宅ガイドライン」の策定

A 社は東京都に本社のある、複合機等の製造販売を行う電気機器メーカーです。2011 年に「台風、大雪等、悪天候時における一斉帰宅ガイドライン」を定め、台風等の自然災害への対応に取り組んできました。台風が襲来した際は、安全なうちに社員を帰宅させる等の方針を定めていますが、就業時間中に業務を切り上げて社員を帰宅させる場合は、安全確保に加えて、帰宅後の時間をみなし勤務とするか等、勤怠の扱いが課題となりました。そのため、策定の中心となったのは人事部でした。

全社員へのテレワークの導入

2017 年 4 月から全社員を対象にテレワークが導入されており、上司が認めれば誰でもテレワークが可能です。業務用のパソコンは自宅等に持ち帰ることを想定し、軽量のノート型が社員に提供されています。また、会社のサーバーにアクセスすることで、どこからでも会社にいるのと同じ環境で仕事をすることができます。

「働き方改革」の旗印でテレワークがさらに推進

機器の販売等を手掛ける A 社の関係会社では、さらにテレワークの取組が進んでいます。2013 年から始めた「働き方改革」の一環として、紙による保管文書のゼロ化、フレックス勤務制度など、テレワーク移行の前提となる施策が実行されてきました。そのうえで座席のフリーアドレス化を進め、現在では全国に 200 以上ある拠点がサテライトオフィスとしても活用できるようになっています。営業社員は全員がパソコンとスマートフォンを持っており、公衆無線 LAN が近くになくとも通信ができる環境にありますが、パソコン内の情報は自動的に暗号化されており、万が一、端末の盗難・紛失事故が起きても情報漏えいが起きない仕組みとなっています。

■ 台風襲来時の対応

テレワークの体制が既に構築されていますので、災害の発生が懸念される場合にも社員の安全を第一に考えた指示を出すことができます。2019年9月の台風15号が接近した際は、ガイドラインに従って出社社員を帰宅させ、多数の社員が自宅で業務を行いました。

■ 今後の課題

A社では、社員自身の判断でテレワークが出来る職種と、上司の確認・承認が必要となる職種があります。営業職や企画職では社員に一定の裁量がありテレワークによる業務が概ね実施できていますが、間接部門の経理・給与担当職などにおいては、オフィスにて紙の帳票を起票し、上司の承認印をもらわなければ業務を進めることができません。テレワークの対象職種を拡大するために、現状の業務処理方法をいかに変革できるかが、今後の課題です。

また、防災活動の中期計画である「防災中計」を策定していますが、今後策定する2020-2022年度版では、海外拠点も対象にする予定です。

■ まとめ

A社は、ガイドラインにより、災害発生前に迅速に帰宅の意思決定が行える体制をとっています。また、全社員を対象に在宅で勤務する環境が整備されています。これらの取組の結果、2019年の台風15号が襲来した際にも、業務を停滞させることなく社員の安全を守ることができました。また、グループ会社では、「働き方改革」のもとで在宅勤務に加えてサテライトオフィスの環境も整備しています。

2. 製造業 B 社（大企業）（地方）

関係先との事前調整により、台風襲来による混乱を未然に防止

★TOPIC

- ・ 災害に対する基本方針をもとに対応
- ・ 時差出勤、休業時には関係先とも事前調整を実施

■ B 社の取組の特徴

災害に対する基本方針をもとに対応

B 社は神奈川県に本社がある自動車メーカーです。B 社研究所では、自動車の商品・技術開発、デザイン開発などを行っています。B 社では災害対応の基本方針として、「人命第一」、「二次災害防止」、「迅速な生産事業復旧と事業継続」、「地域社会への貢献」の 4 つを掲げており、B 社研究所においても災害時にはこの基本方針を基に、時差出勤や計画休業などの判断を行い、社員が危険な出退勤を行わないようにしています。

事前に基準を明確にして社員の混乱を取り除く

B 社研究所では時差出勤や休業判断の基準を明確に定めており、特別警報や暴風警報の発令がなされた場合などに、自宅待機指示の後、時差出勤や休業の指示を行うことにしています。自宅待機の判断は、始業時間の 3 時間半前に下され、休業や時差出勤等の決定後、社員に社内の安否確認システムで通知を行うことになっています。

■ 台風襲来時の対応

B 社研究所では、2019 年の台風 15 号や 19 号の襲来時に、在宅勤務や時差出勤等の指示を出しました。また、台風が停滞し対応が長引く場合に備えて、計画休業も視野に入れて検討を進めていました。

社員の半数以上は関係会社が運行するバスを利用して通勤しているため、時差出勤の指示をする際には、バスの運行時間の変更に伴う各種調整が必要となります。平時には 40 台

程のバスが稼働していますが、バスの運転手の勤務時間の変更や、時間限定で一般店舗から借りているバス乗り場の利用時間を変更する等、出退勤に混乱が起きないようにしています。また、昼食の食堂利用者数が減るため、社員食堂の運営会社にも事前に連絡を行っています。このように、外部とも連携し、台風襲来時の混乱を防止する体制が構築されています。

■ 今後の課題

関係者に事前に連絡を行っているものの、利用者数の減少予測が難しいことから、社員の出退勤の混乱も食堂の食品ロスも完全には解消できていません。どちらを解決するにしても、社員への指示内容の早期決定・通知等により、社員の出勤予定を早めに把握することが必要と考えられます。

■ まとめ

B 社研究所は、台風襲来時の時差出勤や計画休業などの指示を基本方針に基づいて行う体制を整えており、判断基準も明確に決まっているため、社員の出勤に関する混乱を避けることに役立っています。社員にバス利用者が多いため、時差出勤を指示する場合にはバスを運行する関係会社に事前に連絡しています。



3. 製造業 C 社（大企業）（都市）

安全最優先の方針の下、現場の判断を優先

★TOPIC

- ・ 実際の台風対応を踏まえ、基本方針を再確認
- ・ 行政からの情報を勘案し、安全最優先で出社可否を判断

■ C 社の取組の特徴

実際の台風対応を踏まえ、基本方針を再確認

C 社は東京都に本社がある製造業者です。これまで地震等を対象とする危機管理マニュアルを整備してきましたが、風水害対策は特に行ってこなかった中で、2019 年の台風 15 号への対応において、襲来予想日の出勤方針や、襲来後の被害確認方針などで社内の足並みが揃わなかったことから、台風対応に関する基本方針を新たに決めました。具体的には、①あくまでも安全最優先で検討し行動すること ②台風襲来が予想される場合は拠点長の意思決定に従うこと ③台風通過後に安全確認を行うこと の 3 点です。

行政からの情報を勘案し、拠点長が時差出勤等を判断

台風 15 号の襲来後、同基本方針を策定するにあたり、台風が襲来した際にどのような判断基準で時差出勤や休業を決定するのかを議論しました。重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に、気象庁が発表する「特別警報」や、東京都から出される「避難勧告」「避難指示」を判断基準にすべきとの意見もありましたが、水害は同じ東京都内でも場所によってその様相が異なることから、国や自治体から出される情報を参考にしつつ、拠点長が意思決定を行う方針に決まりました。

決定された方針は、短時間での周知が求められること、また社員がどこにいても情報を受け取れるようにしなくてはならないことから、外部業者の「安否確認システム」の一斉連絡機能を用い、社員のスマートフォンにも迅速に連絡が伝わるようにしています。

■ 台風襲来時の対応

C 社では、2019 年の台風 15 号襲来後、同年に襲来した台風 19 号対応において再確認した成果が現れることとなりました。台風が襲来する前に、「全ての社員は安全最優先で行動

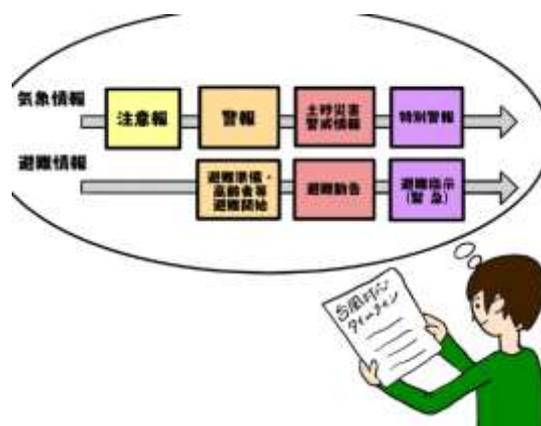
すること」を通達した後に、東京本社では台風が通過するまでの間、通勤を控えることなどが全社員に対して個別に指示されました。その結果、社員が台風の危険に晒されることはありませんでした。

■ 今後の課題

C社は、「働き方改革」の一環として在宅勤務に係る様々な課題に取り組んでいます。今回の新型コロナウイルスの対応もあり、IT環境の整備、勤怠管理や仕事の評価、今後のオフィスの在り方など、現在、人事部門、情報システム部門、総務部門が一体となって検討を進めています。

■ まとめ

C社は、実際に台風が襲来した際に問題となった事項について新たに台風への対応に関する基本方針を定めることにより、社員の安全を確保できるようになりました。



4. 製造業 D 社（中堅企業）（地方）

出社予定の保全要員にも自宅待機を指示

★TOPIC

- ・ 出社予定者に自宅待機を指示
- ・ 取引先からの信頼のため、自社の被害状況等を公表

■ D 社の取組の特徴

D 社は東京都に本社がある機械メーカーであり、全国に事業所があります。災害対応については、人命第一の方針を取っておりますが、福島県郡山市の工場は一級河川の「阿武隈川」から数百メートルの場所に立地しているため、過去何度か水害に遭ってきました。

■ 台風襲来時の対応

出社予定者に自宅待機を指示

2019 年 10 月の台風 19 号は、10 月 12 日（土）と 13 日（日）に、東京本社と長野県に接近することが予想されておりました。D 社では、週末に保全業務を行うため社員が出社することが多いことから、台風の規模が非常に大きいことを踏まえ、11 日の段階で該当する社員に対し、出社しないように指示を出しておりました。その結果、人的被害はありませんでした。また、取引先が D 社の被害有無について関心を持っていたことを踏まえ、台風通過後の 10 月 15 日にホームページ上で、台風の被害状況を「人的被害」、「物的被害」、「その他建物や設備等への被害」に分けて公表しました。

■ 今後の課題

台風 19 号の襲来により阿武隈川が氾濫したため、D 社の郡山工場では浸水被害が発生し 10 月 15 日まで操業が停止する事態となりました。繰り返される浸水被害については、立地上の問題が大きいことから、将来的に人命安全の確保が困難となる恐れがあれば、移転等の検討も必要と考えています。

■まとめ

D社は、建物等に被害が生じる可能性がありましたが、休業の判断を行った上、土日の保全要員に出社しないよう指示を行ったことで、人的被害を発生させませんでした。



5. 製造業 E 社（大企業）（都市）

出張者対応を含め注意喚起を徹底

★TOPIC

- ・ 実際の災害時を想定した演習の実施による社内体制の構築
- ・ 社内体制の構築により出張者やサプライヤーにも対応

■ E 社の取組の特徴

実際の災害時を想定した演習の実施

E 社は、東京都に本社がある製造機械の製造と販売を行っている企業です。全社の事業継続力を高めるために、平時から実動演習などに積極的に取り組んでいます。台風を想定した演習時には、台風襲来の数日前から災害発生後までの行動を時間軸で整理したタイムラインを策定し、活用しています。また、演習時には欠勤者をランダムに選び、社員が欠けた中でどのように事業を継続させるかということを考える機会も作っています。

■ 台風襲来時の対応

2019 年 10 月の台風 19 号は、危険な台風であると事前に報道されていました。台風の予想進路のうち、東京湾ルートで高潮が発生する懸念もありました。前月に発生した台風 15 号の教訓から、被害を受けないことと、被害を与えないことの二つを意識して災害対応に臨みました。

10 月 8 日（火）に全社員に向けて台風 19 号への注意喚起を社内メールで発信し、各組織、社員が無理をしない対応を行うように促すとともに、出張者についても業務予定の変更や航空機の再手配を実施しました。また、関係先との情報連携を緊密に行ったため、台風通過後の 10 月 15 日までには、重要サプライヤーに影響がないことも含め、被害確認を完了することができました。

■ まとめ

E 社は、台風の予測ルートから、迅速に社員に注意喚起メールを行うとともに、出張者への対応を行ったことで、人的被害を出すことなく、災害に対処することが出来ました。また、台風通過後の影響について、自社だけではなくサプライヤーにもすぐに確認を行いました。

6. 製造業 F 社（その他企業）（地方）

近隣河川の氾濫経験を踏まえ、全社員に出勤しないよう指示

★TOPIC

- ・立地特性による危険性を経営者から従業員まで認識
- ・休日勤務者にも配慮するなど徹底した指示の発出

■ F 社の取組の特徴

F 社は長野県に本社がある機器等の販売を行う企業です。同社から約 1.5km のところを流れる一級河川の千曲川（信濃川）は過去、何度も氾濫し、被害をもたらしてきました。そのため、社長以下全社員に大雨発生時の千曲川の状況に注意する習慣が身についています。

■ 台風襲来時の対応

2019 年 10 月の台風 19 号は、10 月 12 日（日）と 13 日（月）に長野県に接近することが予想されていました。F 社では平時より、機械のメンテナンス等のため、土日に保全担当の社員は出社しています。このため、このような社員の安全を考慮し、10 月 10 日（金）のうちに、週末は出勤しないように指示を行い、休業を徹底することに努めました。この結果、千曲川は堤防が決壊し氾濫することとなりましたが、F 社では人命が危ぶまれるような事態は発生しませんでした。

■ まとめ

F 社は、立地特性を踏まえた休業の徹底により人的被害を防ぐことが出来ました。

7. 小売業G社（大企業）（地方・都市）

タイムラインを活用した計画休業の早期決定

★TOPIC

- ・ 台風対応のタイムラインを策定し、台風到達の48時間前に休業判断
- ・ 地域住民の計画休業に対する理解に沿った対応

■ G社の取組の特徴

台風対応のタイムラインを策定し、台風到達の48時間前に休業判断

G社は東京都に本社があり、スーパーマーケット事業を全国展開する企業です。災害対応のため、台風等を対象とした大規模災害対策マニュアルを策定しています。このマニュアルには、計画休業を速やかに判断できるように、台風対応のタイムラインが定められています。

このタイムラインに基づき、台風接近時刻の48時間前に休業の判断を下せるように体制を整備しています。また、災害対応に必要な情報・連絡は、社内掲示板を通して各店舗で確認が可能となっています。この他、過去に浸水被害を受けた店舗等を中心に、浸水防止の土のうの準備等の対策も行っています。

本社を中心としたテレワークの導入推進

本社に在籍する社員を中心にテレワークの導入が進み、ノートパソコン及び通信カードの導入が完了しました。また、各店舗をサテライトオフィスとして利用し、業務ができるようにしています。

■ 台風襲来時の対応

2019年10月、台風19号が週末に関東を直撃する可能性があるとの報道を受け、計画休業を実施することを決定しました。計画休業の実施は今回が初めてでした。9月に発生した台風15号の被害が甚大であったため、休業に対するお客様の理解も深まっていたこともあり、台風19号では接近の48時間よりも前に判断を下すことができました。

また、お客様が台風の最中に休業中の店舗に来店しないよう、ホームページ等でのニュースリリースや前日の折込チラシ、Webチラシで臨時休業をお客様へ知らせる等、周知方法も工夫しました。社員の安全確保の対策では、シフト制の社員は事前に出勤経路を確認して

おき、遠方の社員は出勤しないように指示をする等、各自が利用する交通機関の状況に応じて個々に調整を行いました。

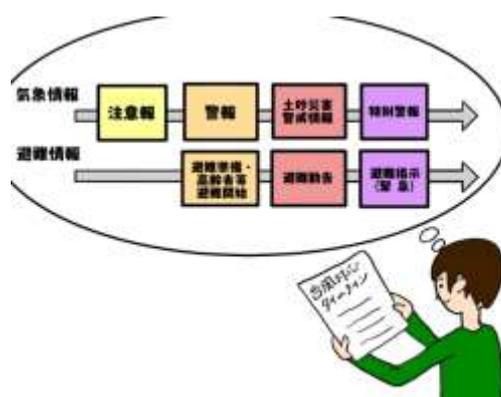
これまで、「災害時こそライフラインを絶やさないこと」を念頭に開店の方針をとっていましたが、社員やその家族から通勤の危険性について心配する声も上がっていました。台風19号における計画休業は初めてでしたが、お客様や社員からの反応は好意的なものでした。

■ 今後の課題

G社はグループ会社の一員であるため、計画休業の判断基準をグループ内ですり合わせることが今後の課題です。同グループでは、2019年の被災状況などを踏まえ、グループ内での情報共有や統一的な判断基準の策定に向けて準備を進めています。安否確認システムの運用も始めていますが、現時点では社員のみが対象となっているため、パートタイマー等も含めて安否確認の対象とすることを目指しています。

■ まとめ

G社は台風を想定したタイムラインを事前に定めるなど、台風対策に積極的に取り組んでいます。スーパーは日常生活を支える大切なライフラインであるため、従来は計画休業を行うことに不安を感じていましたが、台風接近の48時間前という早い段階で休業の判断を下すことで、事前に周知する時間を確保するなどしてお客様への影響をできるだけ少なくし、社員の安全も確保することができました。



8. 小売業H社（大企業）（地方・都市）

タイムラインに基づく判断と周知がお客様と社員やテナントを守る

★TOPIC

- ・明確に定められている開店・休業の意思決定手順
- ・テナントへ休業の決定を素早く伝える情報システム

■ H 社の取組の特徴

台風対応のタイムラインに基づき翌日の開店・休業方針を決定

H社は千葉県に本社があり、全国でショッピングセンター事業を展開・運営する不動産ディベロッパーです。同じグループ企業で、各ショッピングセンターに入居するスーパーと連携した災害対応を進めています。2018年に台風対応についての基本方針を定め、「台風の襲来が予想される場合は前日までに翌日の開店・休業方針を決める」こととしました。また、災害時に想定される状況と自社としての実施事項（「いつ」、「誰が」、「何をするか」）について時系列で記載した「タイムライン」を作成し、社内周知に努めています。

明確に定められている開店・休業の意思決定手順

台風の襲来が予想される場合は、各ショッピングセンターに勤務するゼネラルマネージャーが開店・休業に関する一次判断を行った後、全国に11か所ある地域の事業部で最終的な判断（承認）がなされます。その後、全店を管理する本社に各店の状況が集約されます。一次判断を行うゼネラルマネージャーは、各市町村が発出する避難勧告や指示、風速（H社では、秒速30mが判断基準）、公共交通機関の運行状況・運行見通し及び近隣で営業を行う他施設の開店・休業状況等を踏まえ、開店・休業を判断することとしています。

休業の決定を素早く伝える情報システム

休業に関する最終的な判断がなされた後は、出社・営業の準備を行っている社員やテナントへその旨を迅速に周知する必要がありますが、H社では、一斉連絡システムを導入し、ゼネラルマネージャーが対象者全員へ短時間で連絡ができるようになっています。また、本社と地域の事業部、店舗責任者間の連絡に使用される緊急連絡システムも保有しています。

■ 台風襲来時の対応

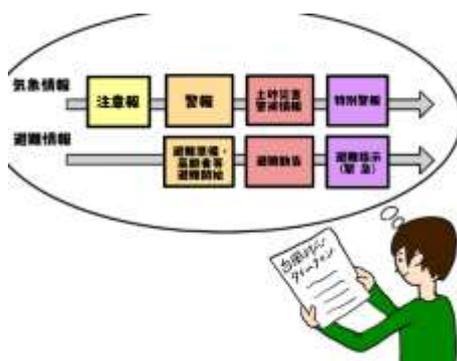
2019年10月の台風19号では、前述のタイムラインに基づき営業可否の判断を行いました。同年10月11日18時の時点で、約50のショッピングモールが臨時休業の判断を下しましたがその際、お客様への周知方法として、各店舗のホームページからも計画休業の状況等が確認できるようにしました。タイムラインに基づいた計画的な対応に加え、臨機応変の対応により、お客様や社員を台風被害から守ることができました。

■ 今後の課題

台風襲来時に閉店する店舗については、ホームページにてお客様に周知を始めているものの、ホームページを閲覧せずに来店したお客様もいたようでした。今後は折込チラシも含めての周知に努め、お客様の安全にさらに配慮する必要があるとしています。

■ まとめ

H社の運営するショッピングモールはこれまで「地域における生活インフラ」として可能な限り休業しない方針をとっていました。しかし、2018年にお客様や社員の安全を優先する方針へ転換し、災害への備えを強化しています。



9. 小売業 I 社（中小企業）（地方）

社員の帰宅時の安全を確保

★TOPIC

- ・地域の供給責任を果たすため、関係会社も巻き込んだ災害に強い組織づくり
- ・水の備蓄や給水車の準備で、地区の断水に備える
- ・災害時には経営トップが指揮し、営業時間短縮を判断

■ I 社の取組の特徴

地域の供給責任を果たすための災害に強い組織づくり

I 社は福島県に本社があり、スーパーマーケットや調剤薬局等を展開する企業です。地域におけるシェアは非常に高く、有事の際でも供給責任を果たしたいという強い使命感を持つほどに災害対応に力を入れており、阪神・淡路大震災以降、被災地支援として救援物資の提供・運搬を実施しています。また、被災企業の報告会に参加し、被災体験を聞くなどして知見を高めており、それらが災害に強い組織づくりにも活かされています。さらに、当該知見を関係会社に共有し、災害対応向上のための支援を行っています。

■ 水害に備えた各種対策

I 社では浸水対策として、電源盤・室外機・ポンプのかさ上げ、受水槽の再設置、止水板設置等の各種対策を講じています。備蓄品については、すでに 5,000 ケースの水を用意していますが、これだけでは不足しているという認識から、更なる備蓄の確保を進めています。

地区が断水した場合の対応策として、給水車の購入に加えて外部の給水車と協定を結んでおり、地域支援にも非常に力を入れています。

■ 台風襲来時の対応

2019 年 10 月の台風 19 号では、I 社の管理本部長（代表取締役専務）が、自ら指揮を執り次のような対応を行いました。

- ・気象庁公表データや報道情報などの収集・分析
- ・現場の状況を正確に判断するため、災害対応の意思決定に係る経営層が店舗状況（現場）を確認
- ・台風襲来の予想時刻を公開情報等から確認したうえで、閉店後の作業時間及び社員が帰宅に要する時間を計算し、台風接近時刻には全社員が帰宅できるよう、閉店時間を決定

この結果、台風が接近する前の 18 時に閉店時間を早め、いわき市に大雨警報が出た 19 時 50 分頃までには、社員を無事に帰宅させることができました。午後からの勤務となっていたパートやアルバイト、海外実習生には、事前に整備していた連絡網等を活用し、メールや LINE 等で出勤をしないように指示を出しました。店舗の清掃業者やメンテナンスを行う設備業者など、取引先の関係者に対しても事前に営業時間変更について連絡を行いました。

■ 今後の課題

I 社では、今後も災害に備えて備蓄品の確保の更なる強化を進める予定です。

臨時休業や営業時間短縮時のお客様への周知方法については課題と考えています。来店予定のお客様全員に休業の情報を知らせることは難しく、店内のポスターやアナウンスなどでも周知していましたが、台風 19 号の際も、閉店間際に駆け込みで来店するお客様がいました。以前は、災害時でもお店を開くことは使命だという考えでしたが、現在ではお客様と従業員の安全確保を最優先することにしていきます。今ではお客様の理解も進んでおり、台風時に休業や営業時間短縮の可能性があるという認識は今後さらに高まると考えています。

■ まとめ

2019 年の台風 19 号では、同地域のスーパーの中でいち早く店舗を閉め、お客様及び社員の安全を確保しました。また、災害対策は自社だけにとどまらず、地域の断水対策や、関係会社等と自らの経験や知識を共有する取組にも力を入れています。

10. 小売業J社（その他企業）（地方）

台風襲来の前日までに休業を決定し、来店予定客それぞれに連絡

★TOPIC

- ・ 東海豪雨の経験で醸成された危機意識
- ・ 休業情報を知らないお客様がいることを想定し、予約者に個別に計画休業を連絡

■ J社の取組の特徴

東海豪雨の経験で醸成された危機意識

J社は愛知県にある小売業者です。2000年の東海豪雨では、店舗周辺の浸水を経験したことにより、水害への高い危機意識を持っています。台風や豪雨の危険性が予想される場合には、土のうを積み、浸水被害への対策を心掛けています。

■ 台風襲来時の対応

J社は2019年の台風19号に際して、台風の到来が予想される前日の10月11日時点で、報道や気象庁の台風の進路予想を基に、12日と13日の休業を決定しました。休業情報をホームページに掲載するとともに、来店予約をされていたお客様には、電話連絡等を行いました。社員にも連絡網により出社しないよう通知を行いました。J社によれば、最近は災害時の休業へのお客様の理解が深まっており、苦情などはなかったといいます。

■ まとめ

J社は、2000年の東海豪雨で浸水被害を受けており、水害への危機意識が高い企業です。土のう等の浸水対策に加えて、安全確保のための休業の判断も事前に時間的な余裕を持って行っています。休業の判断とお客様への周知により、災害時にも人的被害を出すことはありませんでした。最近はお客様の災害時における休業への理解も深まっています。

11. 金融業K社（その他企業）（地方）

台風襲来時の自動車通勤を禁止し、襲来前の近隣宿泊を許可

★TOPIC

- ・ 出退勤中における社員の被災防止を徹底
- ・ 台風襲来時の自動車通勤禁止や近隣宿泊施設での待機を実施

■ K社の取組の特徴

地震対応を進めることで、災害対応の基礎を構築

K社は熊本県に本社があり、熊本県内を中心に多数の店舗を持つ銀行です。金融機関は監督官庁である金融庁や、業界団体である全国銀行協会による地震対応の取組が積極的であり、ガイドラインに基づき、業界全体での一斉訓練などが実施されてきました。そのため、2016年の熊本地震では被害を受けたものの、大きな影響はありませんでした。

台風襲来時の自動車通勤を禁止

K社は、人命安全のため、危険時の自動車通勤を禁止しています。禁止の基準は、基本的には台風進路予想、予測風量・雨量、避難指示・勧告、警戒レベルをもとに決めています。河川や土砂崩れなどの情報も含め臨機応変に判断をすることにしています。出退勤が可能だと判断された場合でも、帰宅ルートに関する危険情報の提供などを行い、社員の安全確保に努めています。また、店舗を開く際の人員が必要な場合には、前日に近隣の宿泊施設に待機させる等、危険な中、開店のために無理に通勤することを抑制するよう工夫しています。

■ 台風襲来時の対応

平成29年7月九州北部豪雨、令和元年8月九州北部豪雨では、あらかじめ定めていた基準に基づき、自動車通勤を禁止しました。平成29年7月九州北部豪雨では、九州北部地方に記録的な降水をもたらした状況をもとに、その日の自動車通勤を禁止しました。また、令和元年8月九州北部豪雨では、8月28日の早朝に、佐賀県等に大雨特別警報が発表されたことを受け、自動車通勤を禁止しました。それらの対応の結果、K社では社員が命の危険に晒されることはありませんでした。

■まとめ

金融機関は、災害時でも預金者への現金支払い業務等を継続することが求められますが、社員の安全確保が最優先であるとの認識が業界内で広がりつつあります。K社では様々な工夫により、業務継続と社員の安全確保の両立に努めています。



12. 金融業L社（中堅企業）（都市）

災害時のテレワーク状況を振り返り、よりよい テレワーク環境を構築

★TOPIC

- ・貸与端末（タブレット・携帯電話）によるテレワークの推進
- ・台風時にはテレワークや前泊により業務を継続
- ・出社状況のモニタリング結果をテレワーク体制の改善に活用

■ L社の取組の特徴

貸与端末（タブレット・携帯電話）によるテレワークの推進

L社は、大阪府に本社を置く証券会社です。営業部門では、2017年よりテレワークに積極的に取り組んでおり、現在では日常業務のほとんどが遠隔で実施できる環境となっています。台風や災害等により通勤への影響が予想される場合には、貸与端末（タブレット・携帯電話）を利用し、在宅勤務等でテレワークへの切り替えを実施しています。台風等、事前予測可能な場合は、事前に営業部門の社員に在宅勤務等を行うようアナウンスをします。一方で緊急時には、各営業店の上長の判断により個別に周知することになっており、臨機応変な対応が可能な体制になっています。

■ 台風襲来時の対応

2019年9月の台風15号では、交通機関の乱れにより通勤への支障が予想されたため、事前にテレワークへの切り替えを実施するとともに、最低限の人数による前泊等の対策も行いました。これらの対策により、社員が交通機関の乱れや麻痺に巻き込まれることもなく、通常通り業務を継続することができました。

L社ではテレワークの実施状況をモニタリングしていますが、台風15号時の内訳は、5部店の約100名のうち、通常出勤（前泊含む）が32%、終日在宅勤務が7%、部分在宅勤務が50%、その他有休などが11%という結果でした。

■まとめ

L社は、2019年の台風15号においても、テレワークと前泊対応を活用し、社員の安全確保と事業継続を両立しました。また、台風時の社員の出勤状況をモニタリングし、今後の改善に活かしています。

13. サービス業（情報システム）M社（中堅企業）（都市）

既存のIT環境を活かし、災害時にもテレワークを活用

★TOPIC

- ・ 自社の強みを活かしたテレワークの推進
- ・ 鉄道会社の計画運休に合わせて社内にテレワークを推奨

■ M社の取組の特徴

自社の強みを活かしたテレワークの推進

M社は、神奈川県に本社がある情報システム構築やその運用を行うIT企業です。テレワーク推進の取組として、全業務情報にアクセスできる環境をインターネット上で構築しています。社員にはパソコンを1人1台貸与するとともに、首都圏ではスマートフォンも配布することで、社外で仕事ができる環境を整備しています。

また、マネージャーを対象とした「座談会」を開催しており、テレワークを全社的に促進するためにどうすればよいのかを議論し、新たな施策に繋げています。具体的な成果としては、マネージャー自らがテレワークを率先して行うことが全体の利用促進につながると見込み、マネージャーによるテレワークを義務化しました。

■ 台風襲来時の対応

2019年9月の台風15号では、大手鉄道会社が週明け月曜日の計画運休を予告しました。M社は、対象エリア勤務社員全員へテレワークを推奨するため、その前の金曜日に社内ポータル及びメールにて会社としての対応方針を連絡するとともに、最新の状況を見ながら前夜のうちに災害対策連絡システムを利用して、改めて周知に努めました。その結果、多くの社員が台風に備えて自宅にノートパソコンを持ち帰り、テレワークにより自宅で通常業務を行うことが出来ました。

■ まとめ

M社は、IT企業として、テレワークの推進に取り組んでおり、マネージャーが率先する等、トップダウンの体制でテレワークの組織全体への理解を浸透させています。

14. サービス業（IT サービス）N社（その他企業）（地方・都市）

『テレワークの全面活用』による防災力の向上と働き方の多様性の実現

★TOPIC

- ・ 幅広い人材確保のために全面的なテレワークを実施
- ・ 風水害時にも社員の安否確認のみで安全確保が可能
- ・ 通勤手当等のコストを削減できるが、回線速度低下等の課題が存在

■ N 社の取組の特徴

全社員にテレワーク体制を導入し、全国から従業員を採用

N社は、東京都に本社がある経営コンサルティングやITソリューションの開発販売を行う企業です。2014年の創業時から全社的にテレワークを実施しています。導入を決めた背景には、専門性の高い人材の確保が難しい中、働き方の自由度を上げ、採用の間口を広げることにより、全国から人材を採用したいという考えがありました。現在までに、関東以外の各地方からも社員を採用しています。

”働き方”に関する「場所的制約」と「時間的制約」の排除

テレワークは在宅勤務が基本ですが、新宿と池袋の二つのサテライトオフィスも活用されています。新宿オフィスは本社機能を有しており、常時1～2名程度が出社して郵便物などを管理しています。池袋オフィスは個室を設置し、子供がいる等、在宅では業務に集中できない社員に提供しています。

社員の勤怠管理は、みなし時間労働制度を導入して行っています。時給制のアルバイトについては、スマートフォンで勤務開始時間、勤務終了時間を打刻させるなどして基本的には各自の裁量で勤務できるようにしています。

在宅勤務時の環境整備の促進

社員には、パソコンやモニターを準備するための環境整備手当、毎月の回線利用料等については、テレワーキング手当を支給しています。N社にとっては費用の増大になる一方で、全面的なテレワークの実施により通勤手当や印刷代等が不要となるため、結果としてコス

ト削減につながると考えています。

また、オンライン会議システムを提供し、社員間での会話に利用されています。さらに月1回、本社に出社する日を設け、コミュニケーションが取れるようにしています。これらの実施にあたっては、別途構築したスケジュール管理システムが活用されています。

■ 台風襲来時の対応

N社では常時テレワークの体制が取られており、台風の襲来が予想される場合にも業務に大きな影響はありませんが、社員の安否確認は会社の責務であるため、事前に安否確認のフローを定めています。台風等の災害発生時には、社員全員がチャットルームに「安全・無事」「軽傷」等の状況を投稿し、マネージャーが確認を行うことになっています。

テレワークの実施により、N社ではこれまで台風による社員に負傷等の被害は出ておりません。

■ 今後の課題

過去の台風襲来時には、サテライトオフィスや社員の自宅の回線速度が低下する事態が発生しています。通信手段が途絶した場合、業務だけではなく安否確認にも支障が生じる可能性があるため、通信環境の維持が課題です。

■ まとめ

N社は、テレワークへの取組を積極的に進めていますが、台風等の災害時にもそのメリットが十分に活かされており、社員の働きやすさと安全の確保を同時に達成できるよう努めています。

